

# (新) 大津市行政改革プラン

(新) 行政改革大綱

平成22年2月策定

平成25年3月改訂

(後期) 集中改革プラン

平成25年3月策定

## I はじめに

1	これまでの行政改革の取り組み .....	1
2	本プランの位置づけと構成 .....	2

## II (新)行政改革大綱

1	大津市を取り巻く環境とさらなる改革の必要性 .....	3
	(1) 社会経済環境の変化への対応 .....	3
	(2) 大津市の財政状況 .....	3
	(3) 地方分権に対応した行政経営の推進 .....	5
	(4) 多様な主体を活かした地域経営の推進 .....	5
2	行政改革に対する基本姿勢 .....	7
	(1) 地方自治体としての使命 .....	7
	(2) 本市の目指すべき方向性 .....	7
	(3) 行政改革の目標 .....	8
	(4) 行政改革へのアプローチ .....	9
	(5) 行政改革に向けた3つの視点 .....	9
	(6) 改革の目標効果額 .....	10
	(7) 取組期間 .....	10
	(8) 推進体制 .....	11
	(9) 改革の成果向上に向けた取り組み .....	11
3	行政改革における主な取組項目の方向性 .....	12
	(1) 体系図 .....	12
	(2) 「経営の視点」における主な取組項目と方向性 .....	13
	(3) 「サービス向上の視点」における主な取組項目と方向性 .....	14
	(4) 「健全財政の視点」における主な取組項目と方向性 .....	15

## III (後期)集中改革プラン

1	(後期)集中改革プランの位置づけ .....	18
2	改革の目標効果額 .....	18
3	(後期)集中改革プランの体系 .....	18
4	具体的な取組項目 .....	19
	(1) 「経営の視点」における具体的な取組項目 .....	21
	(2) 「サービス向上の視点」における具体的な取組項目 .....	47
	(3) 「健全財政の視点」における具体的な取組項目 .....	59

# I はじめに

## 1 これまでの行政改革の取り組み

本市は、昭和60年に策定した行政改革大綱に基づく改革を実施して以来、時々の社会経済情勢や財政状況に応じて、過去5回に及ぶ行政改革の取り組みを行い、これまで一定の成果を挙げてきました。

第2次に実施した行政改革（平成8年度～平成12年度）では、簡素で効率的な行財政運営等を目指した取り組みにより約28億円の財政効果を、第3次に実施した行政改革（平成13年度～平成15年度）では、効率的・効果的な行政運営や時代変化への即応、市民との協働を目指した取り組みを行い、約45億円の財政効果を生み出しました。

第4次に実施した行政改革（平成16年度～平成18年度）では、3年間で予想された95億円の収支不足に対し、未利用地の売却や人件費の見直し、補助金の一律20%削減、扶助費の見直し等に取り組みました。

このような中、平成17年3月に国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が提示され、各地方公共団体に対し、平成17年度を起点として概ね平成21年度までの具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」の公表が要請されました。

これを受け、本市では、平成16年度から取り組んでいた「大津市行財政構造改革方針」を見直し、平成18年8月に「行政改革大綱」とその実施計画となる「集中改革プラン」を「大津市行政改革プラン（以下「前プラン」という。）」として策定しました。

この前プランは、財政状況の悪化や市民ニーズの多様化、地方分権の推進に対応するため、「経営の視点」、「協働の視点」、「健全財政の視点」のもと、事務事業の見直しや指定管理者制度の積極的な導入、電子市役所の推進等に取り組み、大津市中期財政計画（平成18年度～平成21年度）との連携を図りながら、収支の改善等に取り組んだ結果、約54億円の財政効果を得ることができました。

その後、平成19年4月に「地方分権改革推進法」が施行されるとともに、平成20年5月以降は地方分権改革推進委員会による勧告が順次行われるなど、地方分権への流れが加速する中、本市は平成21年4月に中核市へ移行しました。これを受け、平成21年10月に現下の厳しい財政状況を乗り越え、持続可能な行政システムの構築と自主・自立性の高い自治体経営を目指すとともに、健全財政を堅持するため、「(新)大津市行政改革プラン（平成22年度～平成28年度）」と「(新)大津市中期財政計画（平成22年度～平成28年度）」を策定しました。

## 2 本プランの位置づけと構成

行政改革プランは、総合計画を下支えする計画の一つであり、特に行政自らが行政はどうあるべきか、そのためには何をしなければならないかなど、具体的に取り組むべき項目を定め、実行していくものです。そのため、本プランの策定時や改定時においては、下記計画の理念や構想と整合性を保ちながら相互連携を図っていく必要があります。

また、前プランにおける49の取組項目については、その達成状況や成果等を踏まえ、本プランの集中改革プランにおいても引き続き取り組むべきものは、その進捗状況や外部環境の変化に即したものに改め、継承することとしています。

さらに、行政改革等に関する国・県等の動向を見極め、国の指針等による要請に対応するだけでなく、先進的な取り組みを行っている他自治体の動向も勘案し、本市でも対応可能なものについては、積極的に取り組みを行っていきます。

- ◆ 総合計画第3期実行計画
- ◆ (新) 中期財政計画
- ◆ 定員適正化計画
- ◆ 公営企業における中期経営計画（事業経営計画）
- ◆ 公共施設白書

本プランは、「行政改革大綱」と「集中改革プラン」で構成しています。行政改革大綱は、本市の行政改革の方向性を示したもので、それを具体化した行政改革における実行計画が集中改革プランであり、この中で個別具体の取組項目に取り組んでいきます。

